

改正後										改正前																																									
個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書										個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書																																									
税務署受付印 1510 所得税の短縮特例承認資産の一部 の資産を取り替えた場合の届出書 納税地 住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (電話番号 - -) 上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。 (電話番号 - -) フリガナ氏名 生年 大正 昭和 平成 年 月 日生 印 職業 フリガナ屋号 次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。 1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細 <table><tr><td>更新資産の取得をした年</td><td>年</td></tr><tr><td>届出の事由</td><td>所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当</td></tr><tr><td>みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo)</td><td>年</td></tr><tr><td>未経過使用可能期間(別紙のp)</td><td>年</td></tr><tr><td>短縮特例承認資産の種類及び名称</td><td></td></tr></table> 2 添付書類 (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」 別紙 3 その他参考事項										更新資産の取得をした年	年	届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当	みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo)	年	未経過使用可能期間(別紙のp)	年	短縮特例承認資産の種類及び名称		税務署受付印 1510 所得税の短縮特例承認資産の一部 の資産を取り替えた場合の届出書 納税地 住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (電話番号 - -) 上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。 (電話番号 - -) フリガナ氏名 生年 大正 昭和 平成 年 月 日生 印 職業 フリガナ屋号 次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。 1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細 <table><tr><td>更新資産の取得をした年</td><td>年</td></tr><tr><td>届出の事由</td><td>所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当</td></tr><tr><td>みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のk)</td><td>年</td></tr><tr><td>短縮特例承認資産の種類及び名称</td><td></td></tr></table> 2 添付書類 (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」 別紙 3 その他参考事項										更新資産の取得をした年	年	届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当	みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のk)	年	短縮特例承認資産の種類及び名称															
更新資産の取得をした年	年																																																		
届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当																																																		
みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo)	年																																																		
未経過使用可能期間(別紙のp)	年																																																		
短縮特例承認資産の種類及び名称																																																			
更新資産の取得をした年	年																																																		
届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当																																																		
みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のk)	年																																																		
短縮特例承認資産の種類及び名称																																																			
関与税理士 (電話番号 - -)										関与税理士 (電話番号 - -)																																									
<table><tr><td rowspan="2">税務署欄</td><td rowspan="2">税務署欄</td><td rowspan="2">整理番号</td><td rowspan="2">関係部門</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">D</td><td rowspan="2">E</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										税務署欄	税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E								<table><tr><td rowspan="2">税務署欄</td><td rowspan="2">税務署欄</td><td rowspan="2">整理番号</td><td rowspan="2">関係部門</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">D</td><td rowspan="2">E</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										税務署欄	税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E							
税務署欄	税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E																																											
税務署欄	税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E																																											
通信日付印の年月日 年 月 日										確認印 年 月 日																																									

改正後	改正前
個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書（裏面） 書 き 方 1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。 2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。 なお、この届出書は更新資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。 3 「届出の事由」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、所得税法施行規則第32条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。 (1) 第1号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合 （注）更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要があります。 (2) 第2号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合 （注）更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要があります。 <u>イ</u> 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること <u>ロ</u> みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと 4 「みなし承認を受けようとする使用可能期間」欄には、別紙「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の<u>ロ</u>欄の年数を記載します。 5 「短縮特例承認資産の種類及び名称」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。 6 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」の写し （注）短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする年の前年において、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けている場合には、その前年の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。 (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（別紙）	個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書（裏面） 書 き 方 1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。 2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。 なお、この届出書は更新資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。 3 「届出の事由」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、所得税法施行規則第32条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。 (1) 第1号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合 （注）更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要があります。 (2) 第2号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合 （注）更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要があります。 <u>①</u> 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること <u>②</u> みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと 4 「みなし承認を受けようとする使用可能期間」欄には、別紙「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の<u>k</u>欄の年数を記載します。 5 「短縮特例承認資産の種類及び名称」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。 6 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し （注）短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする年の前年において、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けている場合には、その前年の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。 (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（別紙）